第二百十号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年十二月一日

提出者　東京都知事　小　池　百　合　子

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（令和七年東京都条例第百十四号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち別表第一の改正規定中「別表第一中三の項から十三の項までを八の項から十八の項まで」を「別表第一　五の項を削り、六の項から十三の項までを十の項から十七の項までとし、四の項を九の項とし、三の項を八の項」に改める。

第三条中別表第二の改正規定を次のように改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第四条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
一　知事	東京都営住宅条例による東京都営住宅及び共同施設の管理に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護に関する情報であって規則で定めるもの（以下「生活保護関係情報」という。）並

			びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による児童及びその家庭についての調査及び判定、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの（以下「障害者関係情報」という。）
二　知事	東京都引揚者住宅条例による東京都引揚者住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報及び障害者関係情報	
三　知事	東京都福祉住宅条例による東京都福祉住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報及び障害者関係情報	
四　知事	東京都地域特別賃貸住宅条例による地域特別賃貸住宅及び共同施設の管理に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報及び障害者関係情報	

五　知事	東京都特定公共賃貸住宅条例による特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理に関する事務であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報及び障害者関係情報

附　則

この条例は公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和六年デジタル庁・総務省令第八号）の施行等に伴い規定を整備するほか、所要の改正を行う必要がある。

第二百十号議案　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

三